

第142議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月9日提出

新城市長 穂積亮次

住所	氏名	生年月日
████████████████████ ████████████████████	生 田 智 美	████████████████████

理 由

この案を提出するのは、令和2年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第143号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月9日提出

新城市長 穂 積 亮 次

住所	氏名	生年月日
████████████████████	小 山 嘉 之	████████████████████

理 由

この案を提出するのは、令和2年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第144号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月9日提出

新城市長 穂積亮次

住所	氏名	生年月日
████████████████████	鈴木康治	██████████████

理由

この案を提出するのは、令和2年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。



第146号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月9日提出

新城市長 穂 積 亮 次

住所	氏名	生年月日
████████████████████	石 野 泰 志	██████████

理 由

この案を提出するのは、令和2年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第147号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月9日提出

新城市長 穂 積 亮 次

住所	氏名	生年月日
[REDACTED]	荻野紀子	[REDACTED]

理 由

この案を提出するのは、令和2年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第148号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月9日提出

新城市長 穂積亮次

住所	氏名	生年月日
████████████████████	河合勝正	██████████

理由

この案を提出するのは、令和2年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。





第150号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月9日提出

新城市長 穂積亮次

住所	氏名	生年月日
[REDACTED]	新川孝夫	[REDACTED]

理由

この案を提出するのは、令和2年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第151号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月9日提出

新城市長 穂積亮次

住所	氏名	生年月日
[REDACTED]	早川善夫	[REDACTED]

理由

この案を提出するのは、令和2年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第152号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月9日提出

新城市長 穂積亮次

住所	氏名	生年月日
████████████████████	原 田 昌 代	████████████████████

理 由

この案を提出するのは、令和2年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。

第153号議案

新城市農業委員会委員の任命

次の者を新城市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和2年9月9日提出

新城市長 穂積亮次

住所	氏名	生年月日
[REDACTED]	細田 忠士郎	[REDACTED]

理由

この案を提出するのは、令和2年10月29日をもって任期満了となる農業委員会委員がいるため必要があるからである。